

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市子どもがつなぐ地域の居場所づくり事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	子育て家庭の親子等に対して、休日等の子どもの遊び場、親子のふれあいの場、親同士の情報交換の場等として活用できるよう、NPO団体等が自主的な取組みにより、空き店舗等を改修してつどいの場を整備し、地域で支え合う活動をする子どもの居場所創設事業を実施するために要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	NPO法人、子育てサークル等の団体、民間企業
補助対象経費	親子等の集いの場を設置するための施設改修経費及び設備費 子どもの遊び場を設置する経費及び遊具等の購入経費 子どもの居場所開設後の事業運営に係る経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	100万円（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 子育て団体等は財力のある団体ばかりではないため、申請の実績が少ない状況であるが、5万円以下の少額となる場合でも地域における居場所づくりによる効果が期待できる。
補助率等	1/2以内
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	佐渡市子ども・子育て支援事業計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略によるほか、居場所設置件数9箇所 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、フェイスブック等
事業担当（担当部署）	子ども若者課 子育て企画係
（電話番号）	0259-63-3126